

トピック

司法研究報告書「裁判員裁判と裁判官」に対する雑感

刑事弁護委員会副委員長 小川 弘義 (65 期)

第1 評議に関する司法研究報告書

2019年12月、裁判員裁判の評議に焦点を当てた司法研究報告書（第70輯1号）が出版されました（司法研修所編 2019年「裁判員裁判と裁判官—裁判員との実質的な協働の実現を目指して—」法曹会。以下「司法研究」といいます）。

紙面の関係上、ごく一部になりますが、若干の検討をしたいと思います。

なお、司法研究の考え方を全ての裁判所が採用しているわけではないでしょうし、本稿も是認するわけではありませんので、十分ご留意ください。

第2 いくつかの検討

1 説明事項と協働事項

司法研究では、評議における、裁判官による裁判員への説明の対象となる事項を「説明事項」、裁判官と裁判員の合議の対象となる事項を「協働事項」として、区別しています（1頁～2頁）。

上記区別を前提に、説明事項の説明方法、協働事項に関する裁判官の関わり方について触れ、間接事実からの総合認定、正当防衛、責任能力、量刑判断が問題となる事案における評議の在り方に言及しています。

2 第1次役割は当事者にある

(1) 司法研究の指摘

司法研究は、説明事項の説明や協働事項の判断の

視点提供に関し、当事者に第1次的な役割があるとしています（1頁・注3、6頁・注19参照）。

刑事裁判が当事者主義を理念としていることや、弁護人が求める結論を獲得するためには、まず弁護人の主張を取り上げて議論してもらう必要がありますから、是認できることです。

ただし、弁護人にとっては、「依頼者にとって利益になるか」という視点が重要ですから、「適切な評議のために裁判所に協力する」ことが常に正しいとは限らないため、留意が必要です。

なお、量刑評議に関し、犯行前後の事情、被害弁償・示談、被害感情の宥和に関し、なぜ刑を重くする（軽くする）事情となるのかは、まずは当事者が説明すべきである（139頁、146頁・注284、147頁・注287）とあり、前科に関しても「単に「前科がないこと」を主張するのみでは、裁判員の共感を得るのは難しい（149頁）」とあり、参考になると思います。

(2) 東京三会模擬評議を傍聴した雑感

ア 当事者の主張に沿った評議は行われているか

年に一度、裁判所、検察庁の協力のもと東京三弁護士会で行われてきた模擬評議（以下「模擬評議」といいます）では、当事者の主張に沿った評議が行われた年と、そうではない年がありました。

事案の性質、当事者の活動の拙劣、裁判官・裁判員の個性などの原因も考えられますが、評議で主張を取り上げてもらうために改善点はなかったかという観点で見直すことは有益なように思います（模擬評議のDVDは、原則として、会員に貸出していますので、是非ご覧ください）。

イ 量刑事情に関する説明

また、模擬評議では量刑事情の位置づけ（例えば、

なぜ量刑に影響するか等) を裁判官が詳細に説明しているような場面も見受けられました。

過度な説明は誘導とも捉えられかねませんし、目指すべき刑事裁判とは言えないでしょう。

近時の評議では、説明事項に属さない事項に関し、法廷で当事者が詳細に触れなかった点を、裁判官が詳しく説明することは控える傾向にあるようです。

刑事裁判における弁護人の責任が一層増しており、弁論等で証拠や事実関係を丁寧に評価し、議論するという姿勢が重要と思います。

3 事例一覧表の取り扱い

(1) 3つの取り扱い

量刑評議における事例一覧表の取り扱いについて、①事例一覧表を示すことはしない、②量刑グラフの重い部類、軽い部類、中間の部類のイメージを持ってもらうために、各部類に該当する事例を一覧表の中からいくつか紹介する扱い、③事例一覧表を印刷したものを配布するという3つの扱いが紹介されています(153頁)。

(2) 模擬評議を傍聴した雑感

過去の模擬評議でも、量刑グラフを示すタイミング、事例一覧表の取り扱いは様々でした。評議の序盤に②の方法で、具体的な事例が示された年もありましたが、事例が裁判員の判断に大きく影響しているように感じました。

(3) 評議における説明は弁護人が確認できない

事例一覧表の詳細な内容を見ると、過去の事例ありきの判断になってしまう危険もあるため、慎重な扱いが必要です。

量刑グラフの位置づけと説明方法に関しては司法研究に言及がありますが(150頁・注295参照)、事例一覧表も含め実際の評議でどのように説明されるのか確認する術はありません。

事例一覧表の取り扱いに関し、事案に応じて、公判前整理手続等でコンセンサスを取り、弁護方針を検討する方法は考えうると思います。

(4) 事例一覧表にばらつきがある場合

また事例一覧表の事案の中でも、一見すると同じような事案なのに、量刑が大きく異なっていることもあります。

もし評議において事例一覧表を見せるというのであれば、どのような事例を見せる予定か確認を求める方法もあり得るでしょう(「あてはめ」に関する類似事例等の扱いにつき、10頁・注32参照)。

仮に事例一覧表を評議で見せる裁判体であれば、弁論において「この後の評議で、より細かい事例一覧表を見るかもしれませんが、似た事例を探して判断して頂く必要はありません。…」など、適切な手当は検討されるべきでしょう。

4 争点整理手続中心主義への懸念

説明事項、協働事項の視点提示の第一次的な責任が当事者にあるとすれば、それらについて、公判前整理手続において共通認識を形成したいと考える裁判所もあるかもしれませんが、依頼者にとって有益であれば弁護人から提案することも考えられます。

他方、こうした対応は、あらゆる事項を公判前整理手続で決めることにつながりかねず、手続の遅延、公判中心主義の形骸化を招く懸念があります。

刑事裁判の一翼を担う弁護人として留意しておくべき問題と思います。

第3 最後に

裁判員制度が施行され、11年目に入りました。

司法研究は、大きく変化した刑事裁判に一石を投じるものと思いますが、まだまだ、課題は多く残されています。

私たち弁護士も、自由な発想で「依頼者の利益のために」どのような活動をするべきか考える必要があります。

弁護士会でも、発展的な研修や積極的な情報共有を行い、研鑽してまいりたいと思います。